

「吉見町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（案）」「吉見町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

- 1 意見募集期間 令和3年1月25日（月）から2月5日（金）まで
- 2 意見の件数 19件
- 3 意見提出者数 5名
- 4 意見の提出方法 電子メール 5件
郵送 一件
ファックス 一件
直接書面提出 一件
- 5 意見の概要 貴重なご意見を多数お寄せいただきありがとうございました。
同様の意見につきましては、集約し、町の考え方をまとめ公表いたします。

1	条例 第1条 目的	太陽光発電の設置は、土地の改変すなわち景観の破壊を伴い、「福祉」とは相反するものですので、「設備の設置から災害を防止し発電設備の安全性の確保を図る」ことを明記して欲しい。	災害の防止及び安全性の確保は、事業者が配慮すべき当然の責務と考えますが、誤解を与えないように、第1条の見直しを検討します。
2	条例 第2条 定義	「出力」を規定して欲しい。（太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値）	本条例第2条で対応できているものと考えます。
3	条例 第2条 定義	近隣住民等の定義について、「境界から〇〇m以内」、「生活環境に一定の影響を受ける者」など広範囲の基準として欲しい。	農村部や住宅団地、施設の規模により影響範囲が異なることから、近隣住民等の定義の変更は考えておりません。

4	<p>条例 第5条 事業者の責務</p>	<p>①事業者の責務について、災害防止、生活環境の保全こそが重要で、「地域貢献」を求めるのであれば、水利権や耕作権者からの同意を求めるべきではないか。</p> <p>②また、地域貢献については、チェックリストを作成し、評価できる仕組みを提案します。</p>	<p>①雨水等による災害防止、生活環境及び景観、自然環境への配慮が最も重要な事項です。同意については、本条例第9条で対応できているものと考えます。</p> <p>②ご提案は今後の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>条例 第7条 抑制区域</p>	<p>浸水等リスクの高い地域、希少動植物の生育地、生息地、山林の保全地区指定区域を加えてもらいたい。</p> <p>希少種などの情報を調べることを条例に入れることはできないか。</p>	<p>法律上、必要以上の抑制・制限を設けることは難しいと考えます。</p> <p>関係機関や住民と情報共有を図り、事業者に対して、自然環境の保全に努めるよう指導してまいります。</p>
6	<p>条例 第7条 抑制区域</p> <p>第8条 事前協議</p>	<p>吉見町は比較的平坦な立地で、主に田畑の面積も広く、活用次第では有効なエネルギー源を得られるものと思いますが、そのほとんどが抑制区域の対象となっており制約が課せられます。</p> <p>土地の利を生かし、未来へ向けた一歩を踏む出す勇気も必要かと感じています。是非とも、ディフェンシブではなく、オフェンシブで前向きに取り組んでももらいたい。</p>	<p>発電事業を行うには、法に規定する認定を得る必要があります。他法令等を遵守することも明記されています。</p> <p>ご意見の農地への太陽光発電設備の設置に関しましては、案件ごとに農地法や本条例等に照らして、設置の可否を判断することになります。</p>
7	<p>条例 第9条 近隣住民等への説明</p>	<p>説明会は事業計画認定申請前（6ヶ月前）、複数回開催すること、関心を持つ者が参加できるようにすること、説明会日程・資料等を町ホームページで公表するようにして欲しい。</p>	<p>よりスムーズな事業実施にあたっては、なるべく早い段階での説明会等が必要だと考えますが、期限を設ける考えはありません。また、要望があれば複数回開催することになります。説明会の参加者は近隣住民等に定義し、資料等の公開はしないものと考えます。</p>

8	条例 第9条 近隣住民等への説明	①説明会又は資料回覧について、理解が得られたとする基準や資料受取の押印等について規定すべきではないか。 ②説明会に出席できなかった近隣住民等には、個別で確認、回答を行うよう定めてもらいたい。	①本条例第9条で、対応できているものと考えます。 法律上、または住民感情的にも押印を義務付けることは難しいと考えます。 ②必要に応じて、個別で確認等を行うこともあり得ます。
9	条例 第9条 近隣住民等への説明	①合意の基準が不明確ではないか。 ②「協定書」もサンプルがあれば、近隣住民も助かると思います。	①必要に応じて、書面での締結などが考えられます。 ②ご意見は今後の参考にさせていただきます。
10	条例 第9条 近隣住民等への説明	住民向けに、説明会参加に際しての確認ポイントを作成すべきだと思います。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
11	条例 第10条 届出	事業計画認定申請前に届出をすること、町長意見を附し、同届出書の写しとともに公開し、県知事に送付してもらいたい。	届出は、事業計画認定後の提出になります。その周知については、近隣住民等には周知は済んでいるので、町民に広く知らせるための公表はしないものと考えます。
12	条例 第11条 適正な設置及び維持管理	発電施設の強度が確保されているかを確認してください。	本条例第12条にて、対応できているものと考えます。
13	条例 第12条 工事完了等の届出	完了の際に、適合していない場合は、事業の見直しと修正も求める記述をして欲しい。	本条例第16条から第18条で対応できているものと考えます。

14	条例 第13条 廃止の届出	廃止の際の、解体等について、おおむね1年以内として、期限を設けるべきではないか。	極力、早期の解体等を求めることとなりますが、期限を設ける考えはありません。必要な措置を講じなかった場合は、勧告の対象となります。
15	条例 第14条 地位の承継	地位の承継後、「協定書」についても継承するように規定してほしい。	当然承継されるものと考えます。
16	条例 第15条 事業者が所在不明になった場合等	所在不明の定義及び必要な措置が不明確ではないか。	各案件により状況が異なることから定義づけは難しいと考えます。本条例第4条及び第5条で、対応できているものと考えます。
17	条例 第19条 公表	勧告に従うべき期限を1か月以内とする必要があるのではないか。	条例で期限を設ける考えはありませんが、様式において、期限を設けることとなります。
18	施行規則 第6条(2) 環境の保全	電磁妨害波の放出、電圧フリッカへの対策も設けてください。	生活環境への被害があれば改善指導の対象となります。
19	施行規則 第6条 全般	改善措置について、最長6ヶ月以内と期限を設けてください。	緊急的な対応を求めることもあり得ることから、期限を設ける考えはありません。